輸出令別表第１の１５の項（４）（省令第１４条第五号）
通信（デジタル制御方式の無線受信機）

該非用パラメータシート
（通信・貨物）
様式１５－０４

商　品　名：

メーカー名：

型及び等級：

CISTEC 2011.07.01
（平成23年7月1日施行政省令等対応）

質　問　事　項	回　答		備考
第五号　チャネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の無線受信機又はその部分品若しくは附属品： （解釈）「部分品、附属品」： 他の用途に用いることができるものを除く。			
ａ．チャネルの数が 1,000を超えるデジタル制御方式の無線受信機か？	□ いいえ （　　ch） （判定終了）	□ はい （　　ch） ↓	
ｂ．民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものか？	□ はい （判定終了）	□ いいえ ↓	
イ．電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるものか？	□ いいえ （判定終了）	□ はい ↓	
ロ．受信信号又は送信波の種類を特定することができるものか？	□ いいえ （判定終了）	□ はい ↓	
ハ．周波数切換え所要時間が１ミリ秒未満のものか？ （解釈）「周波数切換え所要時間」： デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数の始点から終点の±０．０５パーセント以内までに達する時間をいう。周波数範囲が周波数切換え範囲の中間点の前後±０．０５パーセント未満のものについては、周波数切換えができないものとみなす。	□ いいえ （　　ms） （判定終了）	□ はい （　　ms）	
（判定）以上の結果、標記第１４条第五号に該当するか？(注)	□ 非該当	□ 該　当	

（注）回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄にチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第１４条第五号に非該当であり、全項目右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者：　（作成年月日　　年　　月　　日）

会　社　名

所属・役職

（フリガナ）
氏　　名　　印

電　　話